

5. 「週休2日交替制工事（発注者指定型）」  
特記仕様書【森林整備保全工事】

1 週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、対象者<sup>※2</sup>が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

なお、週休2日とは、対象期間全体で平均休日率<sup>※5</sup>が4週8休以上（8日/28日=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）<sup>※7</sup>
- ・年末年始休暇（6日間）<sup>※7</sup>
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者<sup>※3</sup>及び技能労働者<sup>※4</sup>で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率<sup>※6</sup>の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

## 発注者指定型

- 2 受注者は、現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される者を予め定め、直接雇用が確保できる資料を施工計画書に添付すること。  
また、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記すること。
- 3 受注者は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。  
なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書に基づき実施するものとする。
- 4 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。
- 5 当初積算における週休2日（交替制）に関する経費は、週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 6 工事の精算にあたり、週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

補正係数（別紙1）

- ・ 労務費 : 1. 05
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 00
- ・ 共通仮設費率 : 1. 00
- ・ 現場管理費率 : 1. 03

森林整備保全工事

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

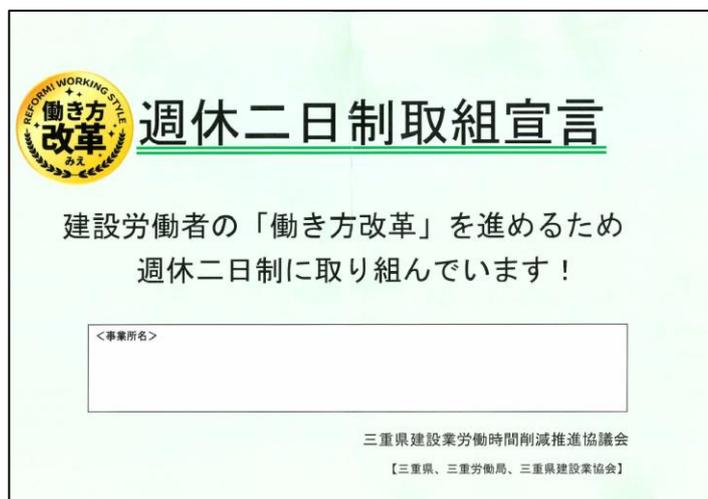
発注者指定型

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する  
補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04

- 7 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A 3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HPからダウンロードする場合  
【三重県ダウンロードページ】  
[https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm)  
【三重労働局ダウンロードページ】  
[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudouki\\_jun\\_keiyaku/densisinnsei\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html)
- ・ 直接受け取る場合  
【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課
- ・ 郵送で受け取る場合  
厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。